

第49回 鳥取地方労働審議会

日 時 令和7年12月16日（火）

10時00分～12時00分

場 所 鳥取労働局 4階会議室

会 議 次 第

開 会

1 鳥取労働局長あいさつ

2 議事

（1）鳥取地方労働審議会会長選挙及び会長代理指名について

（2）労働災害防止部会及び家内労働部会に所属する委員の指名について

（3）鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改定結果の報告について

（4）鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議について

（5）令和7年度鳥取労働局行政運営状況について

（6）その他

閉 会

第49回 鳥取地方労働審議会 出席者名簿

令和7年12月16日

地方労働審議会委員	足立珠希
地方労働審議会委員	木原奈穂子
地方労働審議会委員	多田憲一郎
地方労働審議会委員	土居裕美子
地方労働審議会委員	中野聰
地方労働審議会委員	門木秀幸
地方労働審議会委員	河村正之
地方労働審議会委員	北畠仁史
地方労働審議会委員	杉元亞紀
地方労働審議会委員	寺田真里
地方労働審議会委員	山崎睦
地方労働審議会委員	山下浩二
地方労働審議会委員	見生政和
地方労働審議会委員	澤雅子
地方労働審議会委員	竹上順子
地方労働審議会委員	西村知巳
地方労働審議会委員	橋本真弓
地方労働審議会委員	森英司
労働局長	山下禎博
総務部長	大原竜太
雇用環境・均等室長	岡田節子
労働基準部長	高橋秀寿
職業安定部長	森脇隆臣
総務課長	松浦亮平
総務企画官	田中裕一
労働保険徴収室長	清水仁志
監督課長	古山知諒
賃金室長	中塚隆
健康安全課長	丹生伸英
労災補償課長	寺内大式
職業安定課長	三澤正和
職業対策課長	荻原晃
訓練課長	山本直美
雇用環境改善・均等推進監理官	中島章文

第49回 鳥取地方労働審議会 席次表

(公益代表委員)

門木委員	中野委員	土居委員	多田委員	木原委員	足立委員
------	------	------	------	------	------

(労働者代表委員)

河村委員
北畠委員
杉元委員
寺田委員
山崎委員
山下委員

見生委員
澤委員
竹上委員
西村委員
橋本委員
森委員

(使用者代表委員)

(司会)

総務企画官	雇用環境・ 均等室長	労働基準 部長	労働局長	総務部長	職業安定 部長
田中	岡田	高橋	山下	大原	森脇

総務課長	雇用環境改善・ 均等推進監理 官	健康安全 課長	監督課長	職業安定 課長	職業対策 課長
松浦	中島	丹生	古山	三澤	荻原

労働保険 徴収室長	賃金室長	労災補償 課長	訓練課長
清水	中塚	寺内	山本

入口

(記者席・傍聴席)

記者		傍聴		
----	--	----	--	--

【メモ】

第49回 鳥取地方労働審議会

資 料

開催日時 令和7年12月16日（火）

10:00～12:00

開催場所 鳥取労働局 4階大会議室

資料 目 次

資料No.

- 1 労働審議会関係 令・規定・要領
- 2 鳥取地方労働審議会委員名簿
- 3 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定に関する報告書
- 4 鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議について
- 5 鳥取労働局の行政運営状況について（令和7年度）
- 6 就職支援サービスコーナーチラシ
- 7 介護就職デイチラシ
- 8 人材確保等支援助成金雇用管理・雇用環境整備助成コースのご案内
- 9 人材開発支援助成金チラシ
- 10 とっとり就職フェアチラシ
- 11 わかもの支援窓口チラシ
- 12 「地元企業魅力発見会」等の開催について
- 13 障害者職業紹介状況プレス発表
- 14 障害者雇用状況（6.1）プレス発表
- 15 生涯現役コーナーチラシ
- 16 鳥取所各コーナー紹介チラシ
- 17 就職氷河期・ミドル世代専門窓口
- 18 鳥取県・鳥取労働局から県内企業の皆さまへの大切なお知らせです
- 19 賃金引上げの支援策
- 20 業務改善助成金の申請状況
- 21 賃金引上げに活用できる助成金セミナー
- 22 鳥取県の最低賃金
- 23 賃金引き上げ特設ページを公開中！
- 24 鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画
- 25 令和7年労働災害発生状況（速報）
- 26 令和6年死亡災害発生状況（確定）
- 27 転倒災害が倍増！転倒災害のない職場づくりをお願いします（R7.8版）

- 28 STOP！冬の転倒災害
- 29 職場の熱中症予防対策
- 30 ストレスチェックの導入には産保センターをご利用ください
- 31 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて
- 32 「ゼロ災55」無災害運動
- 33 両立支援助成金のご案内
- 34 キャリアアップ助成金チラシ
- 35 育児・介護休業法改正ポイントのご案内
- 36 ハラスメント対策リーフ
- 37 ハラスメント相談状況
- 38 業務改善助成金パンフ
- 39 はたサポリーフ
- 40 鳥取働き方改革推進キャンペーン2025について
- 41 令和6年度ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取り組み結果
- 42 カスタマーハラスメント対策リーフレット

厚生労働省組織令

(地方労働審議会)

第百五十六条の二 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。第四十四条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関(家内労働法の施行に関する重要事項にあっては、都道府県労働局長)に意見を述べること。
- 三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)の定めるところによる。

(平一三政三一七・追加、平一八政二・平二四政二一一・平二九政一八五・一部改正)

地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日)

(政令第三百二十号)

改正 平成二九年七月七日政令第一八五号

地方労働審議会令をここに公布する。

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者(家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(平二九政一八五・一部改正)

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平二九政一八五・一部改正)

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(平二九政一八五・一部改正)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者關係委員(労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者關係委員(使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益關係委員(公益を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

鳥取地方労働審議会運営規程

第1条 鳥取地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）（以下「組織令」という。）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、鳥取労働局長（以下「労働局長」という。）の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要あると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第8条 審議会は、審議会令第6条に基づき、次の部会を置く。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会
- 2 前項第一号の部会は委員9名で組織する。
- 3 第1項第二号の部会は委員及び臨時委員の9名で組織する。
- 4 第1項の部会は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者各同数で構成する。

第9条 審議会令第7条の最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の組織は、前条第3項及び第4項を準用する。

第10条 第2条から第6条までの規定は、第8条に規定する部会（以下「部会」という。）及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第11条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを議決したときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱を会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第12条 部会長は、部会又は最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。

第13条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときは解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第15条 審議会の庶務は、鳥取労働局総務部総務課において処理する。

2 労働災害防止部会の庶務は、鳥取労働局労働基準部監督課において処理する。

3 家内労働部会及び最低工賃専門部会の庶務は、鳥取労働局労働基準部賃金室において処理する。

第16条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月26日から施行する。

附 則

(改正)

この規程は、平成29年11月22日から施行する。

附 則

(改正)

この規程は、令和3年12月6日から施行する。

鳥取地方労働審議会公開事務処理要領

本事務処理要領は、鳥取地方労働審議会運営規程第5条の規定に基づき、審議会の会議（以下単に「会議」という。）を公開する場合の具体的な事務手続き等を定めたものである。

1 事前対応

- (1) 会議の概ね7日前に次の事項について鳥取労働局掲示板に公示を行うこと。
会議の日時、場所、議題、傍聴者定員、募集要領、その他必要事項
- (2) 傍聴者の募集締め切りは、抽選を行う場合があることを考慮して休日を除く3日前とする。
- (3) 募集に関する電話照会等には公示以降に対応する旨を回答すること。
- (4) 募集締め切り時点で、応募者が傍聴者定員を超えている場合は、事務局で抽選を行い傍聴者を決定すること。
- (5) 傍聴を許可する応募者に対しては会議開催2日前までに連絡すること。

2 当日対応

- (1) 傍聴人名簿を作成の上、傍聴人に対して同名簿と同一番号の傍聴整理券を配付すること。また、傍聴席にも番号を振り出し、同一番号の傍聴人を着席させること。
- (2) 傍聴人に対して、「審議会傍聴にあたっての遵守事項」を配付すること。
- (3) 審議会事務局は会議開会5分前に、傍聴人に対して遵守事項の説明を行うこと。
- (4) 遵守事項に違反している者など妨害行為を行う者に対しては、遵守事項を説明の上、その行為を止めるよう指示すること。また、その指示に従わない者に対しては、必要に応じ書面による等して退去させること。

3 その他

- (1) 公示文書は、別紙1を基準として行うこと。
- (2) 傍聴人名簿は、別紙2によること。
- (3) 傍聴整理券は、別紙3によること。
- (4) 「審議会傍聴にあたっての遵守事項」は、別紙4によること。
- (5) その他、参考様式等を本事務処理要領に添付する。

4 実施時期

本事務処理要領は、平成13年11月26日より実施する。

本事務処理要領は、令和5年11月10日より改正実施する。

〇年〇月〇日

第〇回鳥取地方労働審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催します。傍聴を希望される方は下記5の募集要領により応募してください。

記

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 議 事
- 4 傍聴者定員 5人（会場の都合等により、会長が適正人員を設定する。）
- 5 募 集 要 領
傍聴希望者は、鳥取労働局傍聴申込書に、氏名、住所、勤務先及び連絡先等を明記のうえ、郵送又は持参により、以下のとおりに〇年〇月〇日（〇）【必着】までにお申し込みください。
【あて先】
 - ・郵送の場合 郵便番号 680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
鳥取労働局総務部総務課
 - ・持参の場合 鳥取市富安2丁目89-9 鳥取労働局2階 総務部総務課
- 6 そ の 他
 - (1) 座席に限りがありますので、傍聴応募者が多数の場合には抽選を行います。また、応募者に対しては、傍聴の可否を事前に連絡します。
 - (2) 傍聴当日は、審議会開催の5分前までに会場にお入りください。審議会開始後の入室は認められません。
 - (3) 傍聴当日は、応募者本人であることを確認する場合がありますので、確認できるものをお持ちください。
 - (4) 傍聴される場合は、別紙「鳥取地方労働審議会の傍聴にあたっての遵守事項」を遵守してください。
 - (5) 車いすを使用されるなど配慮の必要な方は、その旨を応募の書類に記載してください。また、介助者が同行される場合は、介助者の氏名を書き添えてください。

第〇回鳥取地方労働審議会（〇年〇月〇日）傍聴人名簿

番号	所 属 等	電話番号	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

傍聴整理券

傍聴整理券

第〇回鳥取地方労働審議会
No. ○

鳥取地方労働審議会

-0-

鳥取地方労働審議会の傍聴にあたっての遵守事項

- 1 傍聴整理券と同じ番号の席に着き、みだりに席を離れないこと
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと
- 3 携帯電話等音の出る機器の電源は、必ず切ること
- 4 写真撮影、ビデオ撮影、録音はしないこと
- 5 静粛を保ち審議の妨害になるような行為は行わないこと
- 6 会議における発言等に対し、賛否を表明し又は拍手を行うなどの行為を行わないこと
- 7 プラカード、ピラ、旗、横断幕、拡声器等は持ち込まないこと
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は着用しないこと
- 9 危険なものを持っている方、酒気を帯びている方は入場しないこと
- 10 会場内では、審議会会長及び事務局の指示に従うこと

上記の事項に違反するなど、審議会の進行に障害となると審議会会長が判断した場合は、傍聴を禁止し、退場させることができます。

鳥取地方労働審議会

鳥取地方労働審議会傍聴申込書

会議： 第〇回 鳥取地方労働審議会

日時： ○年〇月〇日〇時～〇時

上記の審議会についての傍聴を希望しますので、以下のとおり申し込みます。

【応募者】

氏名 _____

住所 _____

勤務先又は所属団体 _____

連絡先 電話 _____

Eメール _____

【その他】

車椅子使用の有無 有 . 無

介助者同行の有無 有 . 無
(介護者氏名 _____)その他必要な配慮の有無 有 . 無
(必要な配慮の内容： _____)

退去要求

対象者 傍聴人番号

あなたの行為は、審議会の会議の秩序を乱し、会議の進行の妨げとなっています。

すみやかにこの会場から退去してください。

○年〇月〇日〇時〇分

鳥取地方労働審議会
会長 ○〇〇〇

退去要求

審議会の傍聴許可が無く、会場へ入場を希望している方に要求します。

あなたの行為は、審議会の会議の秩序を乱し、会議の進行の妨げとなっています。

すみやかにこの場所から退去してください。

○年〇月〇日〇時〇分

鳥取地方労働審議会
会長 ○〇〇〇

鳥取地方労働審議会委員名簿

令和7年11月20日現在

公益を代表する委員

足立珠希	足立珠希法律事務所 弁護士
木原奈穂子	鳥取大学農学部 准教授
多田憲一郎	鳥取大学地域学部 教授
土居裕美子	鳥取看護大学看護学部 教授
中野聰	中野社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士
門木秀幸	公立鳥取環境大学環境学部 准教授

2

労働者を代表する委員

河村正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
北畠仁史	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 会長
杉元亞紀	情報産業労働組合連合会鳥取県協議会 事務局長
寺田真里	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
山崎睦	全日本運輸産業労働組合鳥取県連合会 執行委員長
山下浩二	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長

使用者を代表する委員

見生政和	株式会社コクヨMVP 取締役統括部長
澤雅子	鳥取県商工会連合会 専務理事
竹上順子	(株)インタープロス 代表取締役社長
西村知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会 専務理事
橋本真弓	行政書士事務所橋本国際コンサルティング
森英司	三和段ボール工業(株) 代表取締役社長

(五十音順)

鳥取地方労働審議会 臨時委員名簿

1 公益を代表する臨時委員

佐 藤 匡 国立大学法人鳥取大学地域学部准教授

道 前 緑 学校法人藤田学院鳥取短期大学生活学科教授

2 関係労働者を代表する臨時委員

淺 山 里 奈 U A ゼンセン鳥取県支部支部長

吉 岡 孝 子 一級和裁技能士

3 関係使用者を代表する臨時委員

榎 本 陽 一 株式会社丸由業務管理部長兼社長室室長

吉岡 きよ乃 グッドヒル株式会社総務部長

写

令和 7 年 6 月 13 日

鳥取地方労働審議会

会長 多田 憲一郎 殿

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会

部会長 中野 聰

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 3 月 7 日鳥取地方労働審議会において付託された鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員

公益代表委員

部会長	中野 聰	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
部会長代理	道前 緑	鳥取短期大学生活学科教授
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授

家内労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
北畠 仁史	UAゼンセン鳥取県支部支部長
瀬村 由美子	家内労働者

委託者代表委員

田中 秀明	(株) 丸由店長
西村 知巳	(一社) 鳥取県経営者協会専務理事
吉岡 きよ乃	グッドビル (株) 総務部長

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者 鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子既製洋服のまとめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	金額
背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき 127円
	そで口裏まつり	1枚 (28センチメートル×2)につき 64円
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 57円
	ベンツまつり	1か所(6センチメートル)につき 13円
	背すそまつり	1枚につき 40円
	そであきまつり	1枚につき 17円
	えり折り返し裏まつり	1枚につき 17円
	背裏鎖止め	1か所につき 17円
	肩裏まつり	1枚につき 40円
	そで裏星入れ	1枚につき 32円
	ベンツ止め	1か所につき 5円
	カード付け	カード1枚につき 9円
	糸くず取り	1枚につき 64円
ズボン	小また 千鳥掛け	後身内また上部について行うもの 1本につき 17円
		わたり部について行うもの 1本につき 25円
	ボタン付け	1個につき 9円
	腰裏後端まつり	1本につき 9円
	糸くず取り	1本につき 25円

(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円

	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	11円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6円
	肩パット付け	部分止め	1組につき	28円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	37円
	糸くず取り		1枚につき	17円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	24円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	8円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6円
	糸くず取り		1枚につき	17円
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	糸くず取り		1枚につき	16円

4 効力発生の日 法定どおり

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正決定審議会経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
審議会	令和6年度 第2回	令和7年3月7日	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について（諮問） 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会の設置
専門部会	第1回	令和7年5月9日	1 部会長・部会長代理の選出について 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問について 3 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議・行程について 4 資料の説明について 5 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査結果について 6 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集について 7 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について
	第2回	令和7年6月9日	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について
	第3回	令和7年6月13日	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正決定審議経過

開催年月日	審議会・専門部会	審議の経過	提出資料
令和7年3月7日	第48回 鳥取地方労働審議会	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定について（諮問） 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会の設置	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無に関する報告書 2 最低工賃の改正に関する法令及び規程（抜粋） 3 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃について
令和7年5月9日	第1回 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会	1 部会長・部会長代理の選出について 2 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問について 3 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の審議・行程について 4 資料の説明について 5 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査結果について 6 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集について 7 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議について	1 鳥取地方労働審議会男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員名簿 2 最低工賃の決定、改正、廃止の手続き及び審議の工程表 3 地方労働審議会令 4 鳥取地方労働審議会運営規程 5 家内労働法 6 鳥取県男子服・婦人服製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）（写） 7 鳥取県の最低工賃 8 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成27年5月21日発効） 9 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正年別一覧表 10 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃（標準作業時間・1時間換算額） 11 鳥取県内の業種別委託者数及び家内労働者数の推移 12 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃適用委託者数、家内労働者数の推移 13 年度別最低賃金及び男子服・婦人服製造業最低工賃の改正一覧表 14 全国の男子服・婦人服関係最低工賃改正状況 15 男子服・婦人服の品目工程別全国（中四国）平均額等一覧表 16 男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表 17 男子服・婦人服の品目工程別・局別比較表（標準作業時間含む） 18 令和6年度鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する実態調査報告 19 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正審議に資するための意見収集 20 令和7年度答申日別最短効力発生予定日一覧表 …別添資料… 最近の経済指標（日本銀行松江支店、鳥取県、財務省中国財務局鳥取財務事務所） 家内労働のしおり（令和6年度版） …机上配布資料… 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃に関する意見収集結果

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃改正決定審議経過

開催年月日	審議会・専門部会	審議の経過	提出資料
令和7年6月9日	第2回 鳥取県男子服・ 婦人服製造業最 低工賃専門部会	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改 正審議について	1 男子服 工程別作業時間比較表
令和7年6月13日	第3回 鳥取県男子服・ 婦人服製造業最 低工賃専門部会	1 鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の改 正審議について	

写

鳥地審第3号
令和7年6月13日

鳥取労働局長

山下 穎博 殿

鳥取地方労働審議会

会長 多田 憲一郎 印

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃の決定について（答申）

当審議会は、令和7年3月7日付け鳥労発基0307第1号をもって諮問された標記のことについて、鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙の結論に達したので答申する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員

公益代表委員

部会長	中野 聰	中野社会保険労務士事務所特定社会保険労務士
部会長代理	道前 緑	鳥取短期大学生活学科教授
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授

家内労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長
北畠 仁史	UAゼンセン鳥取県支部支部長
瀬村 由美子	家内労働者

委託者代表委員

田中 秀明	(株)丸由店長
西村 知巳	(一社)鳥取県経営者協会専務理事
吉岡 きよ乃	グッドビル(株)総務部長

鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 鳥取県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子既製洋服のまとめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	金額
背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき 127円
	そで口裏まつり	1枚 (28センチメートル×2)につき 64円
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 57円
	ベンツまつり	1か所(6センチメートル)につき 13円
	背すそまつり	1枚につき 40円
	そであきまつり	1枚につき 17円
	えり折り返し裏まつり	1枚につき 17円
	背裏鎖止め	1か所につき 17円
	肩裏まつり	1枚につき 40円
	そで裏星入れ	1枚につき 32円
	ベンツ止め	1か所につき 5円
	カード付け	カード1枚につき 9円
ズボン	糸くず取り	1枚につき 64円
	小また 千鳥掛け	後身内また上部について行うもの 1本につき 17円
		わたり部について行うもの 1本につき 25円
	ボタン付け	1個につき 9円
	腰裏後端まつり	1本につき 9円
	糸くず取り	1本につき 25円

(2) 婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 11円

	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	11円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6円
	肩パット付け	部分止め	1組につき	28円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	37円
	糸くず取り		1枚につき	17円
スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	17円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	20円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	24円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき	8円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	6円
	糸くず取り		1枚につき	17円
ブラウス	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき	11円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	8円
	糸くず取り		1枚につき	16円

4 効力発生の日 法定どおり

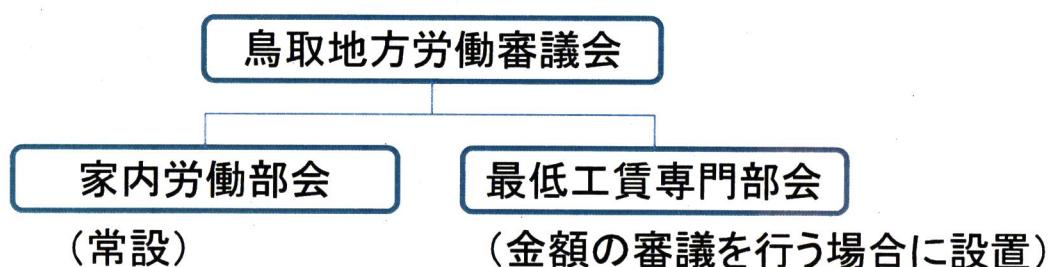
鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議について

1 鳥取県和服裁縫業最低工賃について

家内労働法の規定に基づき、最低工賃が定められている。

最低工賃の決定、改正、廃止については、鳥取地方労働審議会において審議を行うこととされており、同審議会に、家内労働に関する事項を審議するため、家内労働部会が設置されている。

なお、最低工賃の改正金額の審議を行う場合は、最低工賃専門部会を設置することとなっている。



2 鳥取県和服裁縫業最低工賃について【令和6年8月30日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品 目	規 格		金 額
	生 地	仕 立 て 方	
振りそで	絹	あわせ	26,400円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	29,800円
訪問着	絹	あわせ	21,500円
付け下げ	絹	あわせ	18,400円
長着	絹	あわせ	16,500円
	ウール	ひとえ	9,900円
羽織	絹	あわせ	11,900円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	15,100円
長じゅばん	絹	無双ひとえ	9,400円
	合成繊維	無双ひとえ	8,100円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,300円
		9寸しん入り	5,300円
袋帯	絹	しん入り	5,000円
ゆかた	綿	ひとえ	9,000円

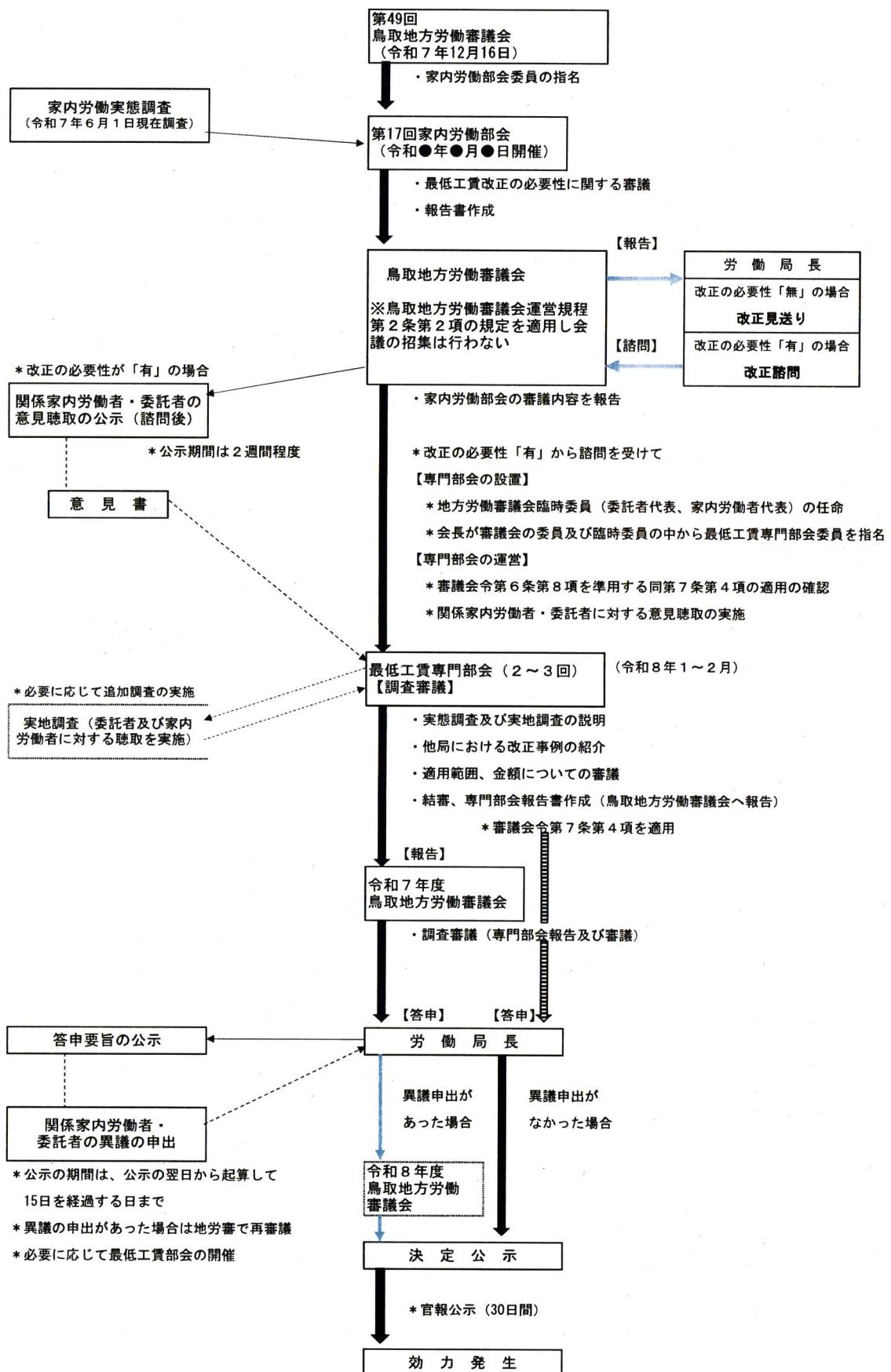
3 第15次最低工賃改正計画

「第15次最低工賃改正計画」から、原則2年に1度の見直しを行う。

第15次最低工賃改正計画

最低工賃の種類	委託者数	家内労働者数	備 考
令和7年度 鳥取県和服裁縫業 最低工賃	12 (令和5年度調査)	23 (令和5年度調査)	
令和8年度 鳥取県男子服・婦人服製造業 最低工賃	2 (令和6年度調査)	152 (令和6年度調査)	
令和9年度 鳥取県和服裁縫業 最低工賃			

4 鳥取県和服裁縫業最低工賃の審議工程表



5 最低工賃の改正に関する法令及び規程(抜粋)

○家内労働法（昭和45年5月16日法律第60号）

(最低工賃)

第8条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるとときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があった場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(最低工賃の改正等)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(専門部会等)

第21条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

○地方労働審議会令（平成13年9月27日政令第320号）

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができます。

(最低工賃専門部会)

- 第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の決議により、廃止するものとする。
 - 4 前条第4項から第7項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

○鳥取地方労働審議会運営規程

- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、鳥取労働局長（以下「労働局長」という。）の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

- 第11条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを議決したときには、この限りでない。
- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱を会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができます。

令和7年度
鳥取労働局の
行政運営状況について

令和7年(2025年)12月16日
鳥取地方労働審議会資料

☆ 令和7年度の主な動き 1

I 多様な人材の活躍と人材確保支援

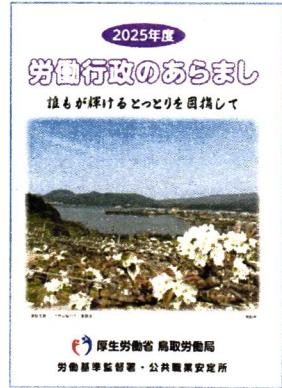
1 人材確保支援	2
2 リ・スキリングによる能力向上支援	3
3 女性の活躍推進	4
4 新規学卒者等への就職支援	5
5 障害者の就労促進	6
6 高齢者の就労・就業機会の確保	7
7 中高年層の活躍支援	8

II 誰もが働きやすい職場環境づくり

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援	9
2 長時間労働の抑制	11
3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備	12
4 仕事と育児・介護の両立支援	14
5 非正規雇用労働者への支援	15
6 総合的ハラスメント防止対策の推進	16
7 働き方改革への取組支援抑制	17

令和7年度の主な動き

「誰もが輝けるとっとりを目指して」をテーマとして策定 4/11



4月

- 審議会での議論を経て「令和7年度鳥取労働局行政運営方針」を策定、発表（11日）
- 同方針に基づき、監督署長・安定所長会議（25日）等で山下局長から取組の指示

5月

- 女性が活躍している優良企業として、こおげ建設（株）にえるばし認定（14日）
以後、10月末まで県内優良企業13社を認定し、県内に情報発信
- 「stop！熱中症クールワークキャンペーン」に合わせて、「職場の熱中症予防対策」研修会を開催（16日、20日）

6月



県内で初の1,000円を超える
「1,030円」の最低賃金の答申 8/8

- 令和7年度鳥取県最低賃金の答申（8日）、10月4日から適用
- 「とっとり就職フェア2025・8月」（合同企業説明会）を開催（25日、27日）

7月

- 県内企業約100社が参加してその魅力を発信する「とっとり就職フェア2025・6月」（合同企業説明会）を開催（10日、12日）
- 全国安全週間準備月間に合わせて、山下局長による安全パトロール（17日）

8月

- 県内の高校生に県内優良企業を紹介する「新規高卒求人事業所説明会」を開催（23日、24日、25日）
- 鳥取働き方改革推進会議を開催し、参加した県内関係者や団体で今後の県内における働き方改革の方向性を議論（28日）



- 県内の障害者雇用の更なる推進に向け、4団体へ障害者雇用に関する要請（2日）
- 男性の育児休業取得等を支援する「共働き・共育て支援セミナー」を開催（4日）



- 労働災害の防止を啓発する「鳥取県産業安全衛生大会」を開催（28日）

9月

10月

主な取組内容

(1) ハローワークの「就職支援サービスコーナー」を中心とした関係団体等と連携した人材確保支援

- ① 「就職支援サービスコーナー」（鳥取所・米子所）を中心にハローワーク全所による人材不足分野（※）の求人充足に向けた支援 （※）介護、看護、保育、建設、警備、運輸分野
- ② 求職者担当者制によるきめ細やかな就職支援の実施
- ③ 鳥取県ナースセンター及び福祉人材センターのハローワークでの移動相談会を実施
- ④ 事業所説明会・見学会、合同就職面接会及び求人者・求職者向けセミナーの開催によるマッチングの促進
- ⑤ 医療分野における集中的な充足対策の実施
- ⑥ 人材確保対策推進協議会を開催して、関係団体等のネットワークを構築し、人材確保・定着に係る取組を推進

(2) 事業主等による雇用管理改善の取組に対する助成金（人材確保等支援助成金）や雇用管理改善等コンサルタントの周知、活用促進

- ① 雇用管理改善等コンサルタントの活用による求人充足と雇用管理改善の一体的実施

今後の方向性

- 引き続き「就職支援サービスコーナー」を中心に、求人者・求職者双方に対する担当者制を強化するとともに、有資格者等を積極的に就職支援サービスコーナーの支援対象者として支援対象求人とのマッチング効果を高めるよう、取組を推進する。
- 雇用管理改善等コンサルタントの活用による求人充足と雇用管理改善の支援強化を図る。
- 人手不足分野における支援機関・業界団体等と連携した潜在的な労働者の確保の取組を引き続き実施し、ハローワークへの求職登録へ繋げる。

取組状況

(1) ハローワークの「就職支援サービスコーナー」を中心とした関係団体等と連携した人材確保支援 〔令和7年9月末現在〕

- ①② 人材不足分野の就職件数 実績 1,246件
〔令和7年度目標 2,428件〕
〔前年同期 1,252件〕

- ③ 鳥取県ナースセンターによる移動相談会 30回
福祉人材センターによる移動相談会 18回
〔令和7年9月末現在〕

- ④ 人材不足分野事業所合同説明会・面接会22回
〔うち、業界団体との連携開催 2回〕
人材不足分野事業所見学会 2回
〔うち、業界団体との連携開催 1回〕

- 求人者・求職者向け人材不足分野紹介セミナー 14回
〔うち、業界団体との連携開催 3回〕

〔令和7年9月末現在〕

- ⑤ 支援対象事業所数 11社、
事業所訪問件数 11社、
求人数 73人、 充足数 20人
〔令和7年10月末現在〕

- (2) 人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） 計画認定 3件
雇用管理改善等コンサルタント活用 実績 2件

主な取組内容

(1) 地域のニーズに対応したハロートレーニングの活用による求職者の能力向上

- ① 労働局・ハローワークホームページへの訓練募集情報の掲載や自治体広報誌による周知・広報
- ② 訓練実施機関によるハローワークでの職員向け及び求職者向け訓練説明会の開催
- ③ ジョブ・カードを活用した訓練実施機関と連携した就職支援の実施
- ④ リ・スキリングに関する専門コーナーをハローワークに設置し、キャリア形成・リスキリング支援センターと連携した労働者のリスキリング支援の実施

(2) 人材開発支援助成金の積極的な活用勧奨、適正かつ迅速な支給

- ① 労働局ホームページへの掲載や事業主団体等が主催の説明会に参加する等による周知・広報
- ② 人材開発支援助成金の活用促進
- ③ 雇用関係助成金の適正かつ迅速な支給決定の実施

(3) 教育訓練給付等による労働者個人の支援の促進

今後の方向性

- 応募倍率・就職率の分析（「鳥取県地域職業能力開発促進協議会」において実施）を踏まえ、訓練コースの周知・受講勧奨等を見直すとともに、地域ニーズに沿った効果的な訓練コースの設定を行い、必要とされる人材の育成を推進する。
- 教育訓練休暇給付金及びリ・スキリング等教育訓練支援融資の周知を行う。
- ハロートレーニングについて、引き続きデジタルサイネージを活用するなどの効果的な周知を実施。
- 引き続き、雇用関係助成金の効果的な周知を図り、適正かつ迅速な支給決定の実施。

取組状況

〔令和7年10月末現在〕

- (1) ハロートレーニング（公共職業訓練、求職者支援訓練）実績
- | | |
|---------------|----------------------------|
| ・受講者数 | 令和7年度 601人
(前年同期 671人) |
| ・就職率 | 令和6年度 77.7%
(前年度 75.7%) |
| ・訓練修了3か月後の就職率 | 78.6%
[令和7年度目標 74.6%] |

〔令和7年9月末現在〕

- (2) 人材開発支援助成金支給決定状況
- | | |
|--------------|---------------------------|
| ・ジョブ・カード作成者数 | 令和7年度 906人
(前年同期 872人) |
|--------------|---------------------------|

〔令和7年10月末現在〕

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| ・人材育成支援コース | 145件 38,819千円
(前年同期 135件 37,341千円) |
| ・人への投資促進コース | 12件 8,138千円
(前年同期 0件 0千円) |
| ・事業展開等リスキリング支援コース | 50件 31,126千円
(前年同期 38件 20,515千円) |
- (3) 教育訓練給付 321件 24,749千円
(前年同期 267件 18,869千円)



主な取組内容

(1) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行状況の確認及び男女の賃金差異の要因分析と雇用管理の改善のための支援

- ① 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出状況や行動計画の進捗状況を確認し、取組に係るアドバイスや情報提供等の支援の実施
- ② 男女雇用機会均等法に沿った男女の均等取扱いについて企業指導
- ③ 常用労働者301人以上企業の男女の賃金差異の情報公表について企業指導及び常用労働者101人以上企業に対し情報公表義務化について周知
- ④ 男女の賃金差異の要因分析と雇用管理の改善等、情報公表を契機とした取組を促進

(2) 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定についての周知と取得促進

一般事業主行動計画の終期を迎える企業に対し、次期行動計画の策定届出等を要請とともに、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定の資料を送付し、周知

(3) 女性活躍推進企業データベースの活用勧奨

「女性活躍推進企業データベース」において行動計画及び女性活躍に関する情報を公表するよう勧奨。併せて、大学の講義において、学生に就職活動へのデータベースの活用について周知

(4) 子育て中の女性等に対する就職支援

- ① ハローワークの専門窓口によるきめ細やかな就職
- ② 支援及び地域の子育て支援拠点や関係機関との連携による支援の実施

今後の方向性

- 義務対象の101人以上企業に対して女性活躍推進法の履行確保を図る。努力義務の100人以下企業に対しては、個別訪問等の機会をとらえて、民間企業における女性活躍促進事業（女性活躍のアドバイザーの派遣等による伴走的支援事業）等の支援制度の活用により、行動計画の策定を促す。
 - 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定について引き続き積極的に周知し、認定企業の増加に取り組む。
- （※）女性活躍推進法の有効期限が令和18年3月31日までに延長されました。

取組状況

〔令和7年10月末現在〕

(1)① 一般事業主行動計画策定届の提出状況	301人以上	48社	〔届出率 98%〕
	101人～300人	182社	〔届出率100%〕
	100人以下	57社	
② 均等法指導件数	21件	(30社)	
③ 義務対象企業における 男女の賃金差異公表率	96.0%		

〔令和7年10月末現在〕

(2) 女性活躍推進法に基づく認定企業	・プラチナえるぼし認定企業	1社	(医療・福祉)
	・えるぼし認定企業	16社	
	〔うちR7年度認定〕	4社	

(3) 女性活躍推進企業データベースの登録企業数

219社
(4) 重点支援対象者の就職率
目標 96.9%

実績 94.7%

女性の活躍推進企業 データベース

働く場所は、
わたしが見つける。

女性活躍推進法に基づき、
全国の企業が女性の活躍状況に関する
情報・行動計画を公表しています。

「女性の活躍推進企業データベース」は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画
(行動計画)と、自社の女性活躍に関する情報を公表するためのウェブサイトです。

女性活躍推進法に基づく行動計画、自社の女性活躍に関する情報を、
「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう!



主な取組内容

(1) 新卒応援ハローワークを中心とした積極的な就職支援の実施

- ① 各ハローワークの就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援の実施
- ② 大学等への出張相談、オンラインを活用した就職支援
- ③ 新規高等学校卒業予定者の県内就職促進に係る経済団体への要請
経済4団体への要請（知事、労働局長、県教育長）
- ④ 事業所説明会、就職面接会等の実施
 - i とっとり就職フェア（6月、8月）
 - ii とっとり合同企業説明会（大学等）（11月）
 - iii 新規高卒求人事業所説明会（7月、10月）

(2) わかもの支援コーナー・窓口を中心とした正社員就職を希望する若者への積極的な就職支援の実施

- ① 各ハローワークの就職支援ナビゲーターの担当者制による個別支援の実施
- ② キャリア支援ツールを活用した自己理解・仕事理解促進の取り組み
- ③ 就職活動に必要な各種セミナーの開催
- ④ ユースエール認定企業に対するイベント等における重点的支援

今後の方向性

- 新卒者等への支援については、引き続き、詳細な求人情報の把握・提供（企業の福利厚生や社員の声など）・求職者担当制により、ミスマッチの防止を中心とした就職支援を実施する。
- わかもの支援コーナー等を中心とした若者支援については、コーナー設置の有無を問わず局内全所で取組み、支援対象者が有する課題や希望に応じ、担当者制による一貫した支援を実施する。

取組状況

〔令和7年10月末現在〕

- ・高校、大学等の就職内定率

高校	87.2%	（前年同月 84.6%）
大学等	75.5%	（前年同月 74.1%）
- ・オンライン相談
大学生を中心に 33件実施
- ・出張相談
33回、 102件実施
- ・就職フェア

6月	212社、 185名参加
8月	212社、 78名参加
- ・新規高卒求人事業所説明会

7月	198社、 513名参加
10月	66社、 8名参加
- ・高校1・2年生対象地元企業魅力発見会

10月	81社、 179名参加
-----	-------------
- ・とっとり合同企業説明会

11月	86社、 61名参加
-----	------------
- ・わかもの支援コーナー主催 就職支援セミナー
8回、 62名参加

主な取組内容

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援

- ① 障害者職業センター等の関係機関と連携したチーム支援の推進
- ② 障害者雇用ゼロ企業を中心としたハローワーク幹部による障害者雇用訪問指導の実施及び経済4団体への障害者雇用の推進に係る要請

(2) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- ① ハローワークに配置する精神・発達障害者雇用センター及び難病患者就職センターによる適切な就労支援の実施
- ② とつとり障がい者仕事センター養成講座の開催による障害者の働きやすい環境づくりの推進

(3) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

- ① 法定雇用率の達成に向けた指導・援助
- ② 障害者職業生活相談員資格認定講習会の受講勧奨

今後の方向性

- 引き続き、障害の種別や程度に応じた就労支援を実施。
- 法定雇用率の段階的引上げ等に向けた効果的な周知の実施。障害者雇用に関する事業所の理解を高めるため、引き続き事業所向けセミナーを開催予定。
- 障害者雇用ゼロ企業等に対し、関係機関との連携により、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援をきめ細かく行う企業向けチーム支援を実施。
- 就労支援事業所等からの雇用への移行推進。

取組状況

〔令和7年9月末現在〕

(1)

- ① チーム支援対象者数 338人(前年同期 256人)
- ② 訪問指導件数 367件(前年同期 263件)
〔うちゼロ企業 180件(前年同期 150件)〕

(2)

- ① 精神・発達障害者雇用センター
支援件数 2,779件(前年同期 2,290件)
- 難病患者就職センター
支援件数 381件(前年同期 364件)
- ② 障がい者仕事センター養成講座 (集合講座)
第1回 7/10 オンライン 100人参加
第2回 12/2 オンライン
第3回 2月 (予定)

(3)

- ① 局幹部による訪問指導 4市町村
- ・ 令和7年10月末現在 [7年度目標885件]
障害者の就職件数~~552~~222件(前年同期514件)
- ・ 令和6年度 就職率60.3%(全国平均43.1%)
- ・ 令和6年6月1日における雇用率達成企業割合
61.1% (全国平均46.0%)
(鳥取県の実雇用率2.56%)

主な取組内容

(1) 70歳までの就業機会の確保等や処遇改善を行う企業への支援

高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部の70歳雇用推進プランナーと連携した事業主への支援
「高年齢者雇用推進セミナーinとつり」の開催（同機構と共催 10月25日鳥取）

(2) ハローワークにおける生涯現役支援窓口を通じたマッチング支援

- ① 生涯現役支援窓口（※）をハローワーク鳥取所・米子所に設置
(※) 概ね60歳以上の高年齢者の就労を支援する専門窓口
- ② 求職者担当者制による職業生活設計を含めた援助や職業相談の実施
- ③ 経験豊富なシニア世代の採用に意欲的な企業に対する求人開拓の実施

(3) 地域の関係者と連携した多様な就業機会の確保・情報提供等

シルバー人材センターが実施する職場体験、技能講習等に、ハローワークから高齢求職者を誘導し、多様な就業機会を提供

取組状況

【令和7年10月末現在】

(1) 70歳雇用推進プランナー事業所訪問件数
89件
(前年同期 98件)

(2) 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職率

81.6%
[令和7年度目標 87.0%]

【令和7年9月末現在】

(3) 職場体験
技能講習
1回 4人
14回 132人

今後の方向性

- 高年齢者のニーズに合った求人の確保と応募にあたっての求職者支援等を強化する。
- 職業経験の振り返りと自己分析（キャリアの棚卸）に重点を置いた職業相談の充実を図る。
- 引き続き、関係機関（高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部など）・自治体等との連携により、働く意欲のある高齢者が能力を十分に発揮できるよう、環境整備を図る。
- 職業相談の中で健康面に不安を抱える求職者も一定数あり、自治体と連携しながら認知症サポーター養成講座への受講促進を行う。



主な取組内容

(1) 就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

- ① 中高年齢層専門窓口を中心に、就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の実施
- ② 支援対象者の課題に応じた各専門支援窓口との連携によるチーム支援の実施
- ③ 中高年齢層限定・歓迎求人の確保と充足率向上等の取組を実施

(2) 特定求職者雇用開発助成金(中高年齢層安定雇用支援コース)の活用による雇入れ支援

正社員経験が少ない中高年齢層の失業者等を正規雇用労働者として雇い入れた企業に対して、特定求職者雇用開発助成金の活用を促すことで、企業の雇入れを支援

(3) 「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」を通じた周知・広報と支援の推進

取組状況

〔令和7年8月末現在〕

(1) 正社員就職件数	429件
限定・歓迎求人件数	4件
〔令和7年度目標〕	813件]
歓迎	191件

〔令和7年9月末現在〕

(2) 支給決定件数	34件
(3) とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会の設置及び第1回会議の開催 (8/25)	
・「とっとり協議会を活用した支援」(委託事業)による支援セミナー・企業説明会等の開催及び機運の醸成	
事業所向けセミナー → 9/30(オンライン)	
求職者向けセミナー → 11/25、11/27	
企業説明・相談会 → 12/17、12/19 予定	

今後の方向性

- 35歳からの就職サポートコーナーにおける伴走型支援や各窓口と連携したチーム支援の継続実施。
- 特開金(中高年齢層安定雇用実現コース)の効果的活用による就職の促進。
- とっとり中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画に基づく、ゴールを見据えた効果的な支援を、各関係機関(構成員)の連携により積極的に実施。

厚生労働省

あきらめなくて大丈夫。
あなたに本気の
支援があります



中高年の活躍支援

あなたにあったサポートが見つかる。

詳しい支援内容
はこちら

詳しいは、こちらをご覧ください。→
TEL: 0857-29-1707



主な取組内容

(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

- ① 業務改善助成金等の周知・活用促進
 - ・県との連携により、「賃上げ」支援助成金パッケージ（労働局）並びに継続的賃上げ、生産性向上支援補助金（県）を広く全県下に周知
 - ・労働局主催の説明会を開催（WEB）
 - ・新聞や広報誌への掲載
- ② 働き方改革サポートオフィスによりワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を実施

取組状況

(1)

〔令和7年10月末現在〕

- ・業務改善助成金と県の補助金の広報用チラシを作成し、日本海新聞の折り込みチラシとして14万部を配布（9/5 紙）
- ・ハローワークへの求人提出事業場のうち、改定後最低賃金を下回る事業場（812事業場）に対して、県と連名により、案内文書を発送（9/4 郵送）
- ・市町村、事業主団体、申請の多い業種団体へ協力依頼実施 32団体
- ・本年度は局長が県内全市町村を訪問し、首長に対して、最低賃金と支援策の周知の協力を依頼

〔令和7年9月末現在〕

- ・説明会 開催回数 5回
- 〔令和7年10月末現在〕
- ・業務改善助成金の申請件数 182件
(前年同期 204件)

【 業務改善助成金の申請事例 】

業務内容	導入設備	期待する効果
飲食店	冷凍冷蔵庫	大型の冷凍冷蔵庫導入により、食材を多くストックできるようになった。提供できるメニューの数を増やすことができ、売り上げ増につながった。
製造業	2本縫い総合送り水平大釜 自動糸切りミシン	医療用コルセット製造にあたり、既存のミシンでは頻繁に縫い直しが発生していたが縫い直しが無くなり、また、作業スピードも向上した。

II-1 (イ) 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援

II 誰もが働きやすい職場 環境づくり

資料
No.

22,23

主な取組内容

(2) 最低賃金制度の適切な運営

- ① 鳥取地方最低賃金審議会の円滑な運営
 - ・県内の経済活動及び実情を踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう審議会の円滑な運営を図る
- ② 最低賃金額の改正等の使用者、労働者等への周知徹底
 - ・県、市町村及び関係団体等の協力を得て、使用者・労働者に対して周知徹底を図る
- ③ 最低賃金の履行確保上問題がある業種等への重点的な監督指導の実施
 - ・過去の指導状況等から、賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる業種の事業場を対象とし効果的な最低賃金の履行確保の監督指導を実施

(3) 企業の賃金引上げへの支援

- ① 監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域・業種・職種ごとの平均的な賃金額を示した資料や各種支援策の資料及び広く情報を掲載した「賃金引上げ特設ページ」(Web版)の案内資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援を実施
- ② 「しわ寄せ防止キャンペーン月間」(11月)において事業主団体に対して、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁のための取組について要請を実施。

今後の方向性

- 引き続き、改正最低賃金額の周知徹底を実施。
- 最低賃金履行確保に係る監督指導を集中的に実施（令和8年1月～3月）。

取組状況

- (2) ① i 鳥取県最低賃金 (10月4日発効)
専門部会の金額審議 7回
- ii 特定（産業別）最低賃金
2種類とも改正することが必要ないと議決
- ② i 全ての市町村を訪問し、周知用ポスター及びリーフレットを手交の上、改正された最低賃金額の広報誌等への掲載による周知を依頼
本年度は、局長が県内全市町村を訪問し、首長に対して、最低賃金と支援策の周知の協力を依頼（再掲）
- ii 国の出先機関、県の出先機関等、労使関係団体、教育機関及び公共性の高い施設等に対して、周知用ポスター及びリーフレットを郵送（一部持参）の上、掲示等による周知を依頼
- ③ 監督件数(令和6年度)
202事業場に監督指導
(うち、22事業場10.9%で法違反)
- (3) 賃金引上げに関する要請書等の交付件数
(令和7年9月末現在) 315件

地域別最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県最低賃金	1,030円	令和7年10月4日
特定（産業別）最低賃金	時間額	発効年月日
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金		

* 令和7年10月4日から
「鳥取県最低賃金1,030円」が適用
(令和7年度は改正なし)

主な取組内容

(1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底

- ① 時間外・休日労働時間が80時間超／月を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導
- ② 長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた気運の醸成
 - i 働き方改革に積極的に取組む企業（ベストプラクティス企業）との意見交換（11月）
 - ii 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11月）
 - iii 労使団体等への要請行動（11月）

(2) 令和6年度から時間外・休日労働の上限が適用された建設業、自動車運転者、医師等の時間外・休日労働時間の短縮等に向けた支援の実施

- ① 労働時間相談・支援班による訪問支援等の実施
- ② 関係団体等との連携による労働時間等説明会の実施
- ③ 監督署から、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努める等の配慮を要請

(3) 年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

- ① 労使団体への要請及び周知ポスター・リーフレットの関係団体等への配布
- ② 鳥取版年次有給休暇取得促進周知リーフレットの作成・配布
- ③ 職員・コンサルタントによる個別企業訪問等による働きかけ

今後の方向性

- 時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対する監督指導。
- 時間外・休日労働の上限が適用される建設業、自動車運転者、医師等の時間外・休日労働時間の短縮等に向けた各種支援策の案内及び個別支援等の実施。
- 年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えて集中的な周知広報を実施するとともに、中小企業への個別訪問等により、時間単位の年次有給休暇制度の導入等、年次有給休暇の取得促進を働きかけ。

取組状況

〔令和7年10月末現在〕

- (1) ① 128事業場に監督指導
(うち101事業場(78.9%)で法令違反)
※主な違反:36協定超、割増賃金不払
- ② i ベストプラクティス企業との意見交換(11月)
ii 米子市にて開催(11/21)
iii 労使団体等計9団体に実施(11月)
- (2) ① 訪問支援 68事業場
② 医療保険業 3回、建設業 3回
今後追加で各3回ずつ実施予定
(道路旅客・貨物運送業に対しては個別訪問を実施: 56事業場)
- ③ 要請実施 53事業場
- (3) ①・団体要請 6団体 × 3回
・夏季及び年次有給休暇取得促進期間(10月)
・鳥取働き方改革推進キャンペーン(11月)
- ② 11月4日と21日を年次有給休暇取得推デーとし、連続休暇の取得を働きかける鳥取版リーフレットを作成
- ③ 企業訪問 45社



II – 3 (ア) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

II 誰もが働きやすい職場 環境づくり

資料
No.
24,25,
26,27,
28,29

主な取組内容

(1) 第14次労働災害防止推進計画に基づく労働災害防止対策の推進

- ① 事業場が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発
様々な機会を通じた安全衛生に係る施策の積極的な周知等
- ② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
+safe協議会（小売業、介護施設）の開催、転倒災害防止対策の推進
- ③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知啓発、改正労働安全衛生法による努力義務化の周知
- ④ 業種別の労働災害防止対策の推進
 - i 陸上貨物運送事業について、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知啓発及び関係機関との連携
 - ii 建設業について、一側足場の使用範囲の明確化、足場点検の確実な実施等、改正労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落・転落災害防止対策の徹底及び関係機関との連携
 - iii 製造業について、「はさまれ・巻き込まれ」等による機械災害防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメントの確実な指導の実施
 - iv 林業について、「伐木等作業の安全ガイドライン」に基づく措置の徹底及び関係機関との協力による合同パトロール等の取組の促進
- ⑤ 健康障害防止対策の推進
近年多発する職場における熱中症の重篤化を防止するため、令和7年6月1日に施行された熱中症対策について、指導啓発等の取組の推進

取組状況

(1) 14次防に基づく労働災害防止対策の推進

- ① 安全パトロール等による周知啓発
 - ・労働局長・監督署長による安全週間パトロール
 - ・ケーブルテレビ等を用いた安全・衛生週間の周知
 - ・鳥取県産業安全衛生大会を通じた事業場表彰、事例発表、ゼロ災55無災害運動の取組の推進

〔令和7年10月末現在〕

②③ 局の主な取組

- ・+safe協議会の開催、エイジフレンドリーガイドラインの周知、転倒災害防止対策の周知

監督署の主な取組

- ・集団指導の開催（15回）
- ・個別指導の実施（220事業場）

④⑤ 局の主な取組

- ・鳥取県建設工事関係者連絡会議（7月）
- ・鳥取県林業災害防止連絡会議（7月）
- ・林業現場安全パトロール（8、10月、2回実施）
- ・道路貨物運送業の災害防止の要請（10月）
- ・熱中症対策のプレスリリース、関係団体への周知、鳥取県熱中症対策連絡会議（4月）

監督署の主な取組

- ・業種別集団指導の実施（建設業15回、製造業3回）
- ・個別指導の実施（陸上貨物運送事業11事業場、建設業30事業場、製造業74事業場、林業4事業場、熱中症対策174事業場）

II - 3 (イ) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

II 誰もが働きやすい職場 環境づくり

資料
No. 30,31,
32

主な取組内容

(2) メンタルヘルス対策及び産業保健活動の推進

① ストレスチェックの実施を含む健康確保対策の推進

- i 鳥取産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター※を通じた事業場に対する支援（メンタルヘルス対策等の個別訪問支援、長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導等）
※ 労働者数50人未満の小規模事業場の事業者と労働者を対象

- ii 改正労働安全衛生法に基づく労働者数50人未満の事業場のストレスチェックの義務化の周知啓発

② 鳥取産業保健総合支援センターほか関係機関と連携したセミナー等の開催

- i 各種セミナー等
- ii 産業医研修会（鳥取県医師会主催）
- iii 熱中症対策の強化に関する取組（鳥取産業保健総合支援センターとの共催）

③ 鳥取県地域両立支援推進チーム等を通じた、治療と仕事の両立支援に関する取組の推進 「鳥取県地域両立支援推進チーム会議」の開催

今後の方向性

- 第14次労働災害防止推進計画のアウトプット指標、アウトカム指標の達成に向けた取組
ゼロ災55無災害運動（11～12月）を始めとした周知啓発、ゼロ災55局長パトロール（12月）
- +safe協議会セミナー（1～2月）や冬季の降雪・凍結路面による転倒災害防止対策の実施
- 社福、卸小売業、道路貨物運送業を対象としたリスクアセスメント研修会の実施（12月）
- 鳥取産業保健総合支援センターと連携した化学物質対策に関するセミナーの開催（2月）
- 「治療と仕事の両立支援」に関するアンケートの結果、改正労推法に基づく努力義務化を踏まえた鳥取県地域両立支援推進チームのチラシ作成による取組の推進（3月）
- 鳥取県林業安全大会（2月）

取組状況

〔令和7年10月末現在〕

(2) メンタルヘルス対策及び産業保健活動の推進

① 監督署による個別指導の実施（220事業場）

- i 鳥取産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターの利用勧奨
- ii リーフレット「ストレスチェックの導入には産保センターをご利用ください」にてストレスチェック利用勧奨

② セミナー等の開催

- i 各種セミナー等 (5回、295人参加)
- ii 産業医研修会 (2回、179人参加)
- iii 熱中症に関する研修会 (3回、82人参加)
(熱中症関連 5/16、6/3 NHKテレビ報道)

③ 治療と仕事の両立支援に関する取組の推進 構成員の取組や好事例の発表・共有（8月）



6月17日局長建設現場パトロール
(安全対策、熱中症対策)

主な取組内容

(1) 改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の周知及び履行状況の確認

- ① 改正育児・介護休業法の周知及び規定整備や運用状況等について企業指導
- ② 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・届出について企業指導
- ③ 育児休業取得率の公表等について企業指導
- ④ 労使からの育児・介護休業等に関する相談に対応

(2) 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- ① 「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」等の制度の周知
- ② 鳥取県と共に「共働き・共育てセミナー」を開催し、男性の育児休業を要件とした助成金や産後パパ育休等の周知
- ③ 「くるみん」「プラチナくるみん」「くるみんプラス」認定についての周知と取得促進
- ④ 育児休業を取得しやすい雇用環境整備を実施した事業主に対する両立支援等助成金の活用促進

(3) 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- ① 介護休業を取得・職場復帰させた事業主に対する両立支援等助成金の活用促進
- ② 介護離職防止のための措置（両立支援のための制度の個別周知、利用の意向確認等）の周知及び企業指導

今後の方向性

- 改正育児・介護休業法に沿った規定の整備や休業制度の運用状況について、自主点検票の活用により、効率的に企業指導の実施を行う。
- 改正次世代育成支援対策推進法の周知に合わせて「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」について周知、認定取得に向けた働きかけを行う。
- 引き続き、鳥取県と子育て支援に関する助成金制度の相互周知等の連携を行う。

取組状況

〔令和7年10月末現在〕

- | | |
|--------------------------------|--------------------|
| (1)① 主催説明会の開催 | 参加者数 94人 |
| | 指導件数 62件 (69社) |
| ② 一般事業主行動計画策定届の提出状況 | |
| 301人以上 | 50社 (届出率100%) |
| 101人～300人 | 181社 (届出率100%) |
| 100人以下 | 365社 |
| ③ 育児休業取得率の公表状況 | |
| 301人以上企業 | 48社 (公表率 96%) |
| ④ 相談件数 | 317件
(前年同期145件) |
| うち 育児関係 | 260件 |
| 介護関係 | 49件 |
| その他 | 8件 |
| (2)①② 会合等における説明回数 | 2回 |
| ③ くるみん認定件数 | 32件 |
| うち R7年度認定 | |
| プラチナくるみん | 1件 |
| くるみん | 1件 |
| くるみんプラス | 1件 |
| ④ 両立支援等助成金支給決定状況 | 51件 |
| うち 子育てパパ支援助成金 | 12件 |
| 育児休業等支援コース | 26件 |
| (3)① 両立支援等助成金(介護離職防止コース)支給決定状況 | 14件 |